

## 令和 2 年 第 7 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

### 議 事 日 程 (第 4 号)

令和 2 年 9 月 1 1 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

#### 議案審議 (質疑～討論～表決)

- 第 1 議案第 6 4 号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について
- 第 2 議案第 6 5 号 美郷町地販地消・地産外商推進条例の一部改正について
- 第 3 議案第 6 6 号 令和 2 年度美郷町一般会計補正予算第 6 号
- 第 4 議案第 6 7 号 令和 2 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号
- 第 5 議案第 6 8 号 令和 2 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 1 号
- 第 6 議案第 6 9 号 令和 2 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 7 議案第 7 0 号 令和 2 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号
- 第 8 議案第 7 1 号 令和 2 年度美郷町水道事業会計補正予算第 2 号

#### 付託議案審議 (委員長報告～討論～表決)

- 第 9 認定第 1 号 令和元年度美郷町一般会計決算認定について
- 第 1 0 認定第 2 号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 1 1 認定第 3 号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第 1 2 認定第 4 号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第 1 3 認定第 5 号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 1 4 認定第 6 号 令和元年度美郷町水道事業会計決算認定について

#### 追加議案審議

- 追加日程第 1 議案第 7 2 号 令和 2 年度一般会計補正予算第 7 号
- 追加日程第 2 発議第 6 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地  
方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 追加日程第 3 議員派遣について
- 追加日程第 4 閉会中の継続審査及び継続調査について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 課 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 監	木 村 光 紀 君	教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

---

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

◎議案第64号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第64号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第64号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第64号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

---

◎議案第65号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第65号 美郷町地販地消・地産外商推進条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第65号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第65号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号 美郷町地販地消・地産外商推進条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第66号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第3、議案第66号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番、村田 薫君。

○12番(村田 薫君) ページ数で言いますと57ページになります。7款3目観光費の美郷に泊まろうキャンペーンというところなんですけれども、これには秋田県のプレミアム宿泊券や政府でやっていますGO TOトラベルなどの併用可となっております、その宿泊費が2,000円未満の場合でも倍にしかならなかった場合、売店の買い物とかお土産など宿泊施設を利用した全ての費用が補助対象になるのか伺います。

○議長(澁谷俊二君) 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(藤田信晴君) ただいまのご質問にお答えいたします。

宿泊券を利用して宿泊施設に宿泊した際は、その宿泊施設の売店等でお買い物されたお支払いについても宿泊券をご利用できますので、そのようになってございます。

以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) 12番議員、よろしいですか。(「はい」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。15番、熊谷隆一君。

○15番(熊谷隆一君) 同じページですけれども、7款1項3目観光費の最初12節のラベンダーの、この前の大雨で大変被害を受けまして私も現地を見ておりますけれども、被害の面積はどのくらいか。それから、全体の中でどのくらいのパーセントと申しますか割合があるのかということ

と、それから補正予算に苗の改植の予算もっておりますけれども、苗の手当は十分にできるのかということについてお伺いします。

それから、同じ項目なんですけれども、大雨に対する被害を少なくするために側溝等の工事をするというふうに説明されておりますけれども、実は反対側の住民から、先般の大雨で非常に排水路が増水して整備もよくされていないと、それらの対策について不安視する声もありました。そのことについて、調査なり今後の対応について商工観光交流課長並びに建設課長のほうからも答弁をいただければと思います。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ラベンダー園の今回の枯死したラベンダーの面積でございますが、区画単位で申しますと全面ラベンダーの区画がございますが、その区画内のほぼ全てのラベンダーが枯死したというのは、今定例会でご提案申し上げたラベンダーの暗渠排水を行う面積6,000平方メートルでございます。それ以外の部分につきましては、当該年度予算で工事を発注している、既に工事にかかっている部分がありまして、それについては既にラベンダーを全て抜いております。それが1,000平米でございます。それ以外につきましては、全面的な枯死とはなってございません。現在当方で把握している枯死したラベンダーの株数でございますが、今定例会でご説明申し上げたとおり約1万株と把握してございます。

それから、ラベンダーの苗の入手でございますが、今年の3月まで非常に降雪がなかったということで、ラベンダーの枝折れもなく植替えもほとんどなく、さらにラベンダーまつりが中止になったことで町内のラベンダー栽培事業者には潤沢なラベンダーの株があるということで、今定例会でご説明したとおり6,000株のラベンダーを調達する予定でございます。

それから、排水路対策でございますが、今定例会中にそのように不安視されているという声が入ってまいりまして、建設課のほうともご相談申し上げました。最近の豪雨によりまして確かにラベンダー園にも雨の影響により表土が一部流されているのではないかという危惧をしてございました。そこで、建設課のほうと話をしまして、現地調査並びにその受益者のお声というか考え等をこちらのほうで拝聴させていただいて、今後の対応を考えていきたいと思っております。私からは以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 豪雨につきましての対応につきまして説明させていただきます。

現地踏査、一度しております。ラベンダー園の水が集約されまして下流に流され、狼ノ沢川に

合流してございましたけれども、合流した部分につきましては、路肩が護岸が洗掘された跡がございまして、その先に住宅があるというような状況でございます。これにつきましては、今回の補正の中でいただきました内容につきまして修繕を図っていきたいと思っておりますので、今後現地のほうで近隣の所有者の方とお話をしながら改善をさせていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 先ほどの答弁の一部修正させていただきます。

私が先ほど受益者と申しましたが、受益者ではなく、広く「関係者」と改めさせていただきます。以上でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（澁谷俊二君） 15番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。9番、熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） 同じ57ページなんですけれども、14節工事請負費、一番下の看板案内板設置工事。この中に「羽州街道どまん中」の標柱が含まれて、大体33万円と聞いておりますけれども、どのような規模のもので、これは商工観光直営なのか、それとも美郷づくりに委託するものなのか、そこら辺お願いします。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず看板の規模ですが、標柱につきましてはおおむね2メートル50センチ程度の高さを考えてございます。隣に掲示板がございますので、その掲示板より若干高くした形で一応見栄えのほうも考えたいと思います。また、標柱の上には小さな屋根を置きます。それから、標柱の文字につきましても以前ありました「どまん中」という文字をなるべく再現した形でやりたいと思っております。また、前の標柱が腐食により倒れたということで、今度は金属製のものを考えてございます。それから、今回の工事ではありますが、町直営で建築したいと思っております。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 9番、熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） この前立てるときはいわゆる観光協会が中心になりまして、有志の方が集まって小屋の中で掘ったりなんだりという、そういう機運が盛り上がったわけでありましてけれども、今回の場合、非常に立派なものを立てていただくことになりましたけれども、もうちょっと金を出してでもいいから立派なものを作りたいという有志の寄付があった場合、どのようなことを。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） お答えいたします。

今回の看板であります。まずは根腐れというか、立てた部分が腐っておりまして、今後ちょっと強い風が吹くと倒壊する危険があるということで、急遽今定例会に提案させていただいたものでございます。したがって、まずは親しまれている「どまん中」という名称を残していきたいという思いで、33万円という額において提案させていただいたものでございます。

したがって、過去に標柱を立てた方ともお話をいただきましたが、ご寄付をいただけるのかそういうふうな話は私たちのほうにはまだ入ってございませんので、今後そのような事態になりましたら、また別の形で考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。4番、内田清文君。

○4番（内田清文君） 議案書49ページのサーマルカメラに関するところですが、このサーマルカメラ、今様々なところで製造されていて玉石混交だという話がよくあります。なので、このサーマルカメラについて効果をどのように考えているかということと、あとそのサーマルカメラ、様々なものがありますので、それをどう精度とかそういったものをどうやって選定するかというところ。

もう1点、3点目ですが、検知した場合、職員の対応はどうするのかを伺います。

○議長（澁谷俊二君） 総務課長。

○総務課長（本間和彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、そのサーマルカメラの考え方でございますけれども、国では感染症の専門家会議からの提言を踏まえまして、新しい生活様式の実践例を示してございます。これにつきましては、皆さんご承知のことかと思っておりますけれども、その中におきまして、日常生活を営む上での基本的な生活様式というふうなことで、毎朝の体温測定、健康チェックなどがまず掲げられているところでございます。町といたしましても、公共施設にいらっしゃる町民の方、利用者の方々につきましては、皆さん毎朝のといえますか健康チェックがなされていると思っておりますけれども、その施設を利用する際に改めて自身の健康チェックをしていただきたいと思いますというふうなところで設置を予定しているところでございます。今の段階では、県内ですとか圏域内では感染が拡大しているような状況ではございませんので、セルフチェックという形での位置づけで考えているところでございます。

ただ、これが県内及び圏域で感染が拡大している場合につきましては、ある程度施設の利用をお控えいただくとか、そういうふうな対応としても使う場面もあるのかなというところで想定をし



ているところでございます。いずれ基本的に、今現在もそうですけれども、町有施設を利用している方々の基本的なセルフチェックというか、その一助となるような形で運用をしているところでございます。

精度につきましては、表面温度をはかる機種、価格で言いますと結構幅があるように捉えております。今回補正計上させていただいた機種につきましては、こちらとしては一定程度の価格でございますので、それだけの精度を持っているものというところで考えておりまして、現在町では役場庁舎ですとか第二庁舎、あとは住民活動センターに町内の業者さんからご寄付を頂いたものを設置してございますけれども、それと同等程度のものを予算計上させていただいております。

あと、体温が高い場合の対応でございますけれども、今現在はセルフチェックという形でございますので、施設利用者の方から気づいていただくというふうなところでございまして、特段職員を張りつけているわけではございませんので、その場で利用を控えていただくということではございませんけれども、ただ、先ほど申しましたように圏域内、県内等で感染が拡大した場合は職員を張りつけて施設利用を控えていただくように勧奨させていただくとか、そういうふうな対応になろうかと思っております。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 4番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。1番、深沢義一君。

○1番（深沢義一君） ページ48、49になりますが、2款1項2目18節あきた結婚支援センター入会登録料助成金についての質問であります。8名に対して1万円の補助との説明でありましたけれども、これは少子化対策の根幹でありますし、結婚まで本当に進んでくれればいいなというふうなことを願うところですが、ただこの補助金の流れについて、プライバシーにも関わることなどからどのような進み方になっているかということと、この助成金についての周知はどのようになされてきたかということ。あわせて、これまでの登録者は何人ほど、分かる範囲でいいんですが登録者が何人ほどおられたかということを質問したいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、はじめに登録者の関係ですが、現在美郷町の登録者は36名と伺っております。男性が26名、女性が10名と伺っております。ただし、名前までは聞いてございません。予算のほうですが、今回2年に1回の更新がありますので、その更新予定者の方が6名いらっしゃると伺っております。それと合わせて新規に登録される方が2名程度登録していただければありがたいなということ

で、8名分の予算を計上したところでございます。

次に、その助成金の流れでございますが、入会時に登録料をお支払いする形になりますが、その際登録助成が町のほうであるということを支援センターのほうから伝えていただき、その助成を受けるかどうかという本人からの了承を得た場合、町のほうへ結婚支援センターから申請書が上がってくるような形になります。ご本人から直接町に来ていただくものではございません。

ただし、どうしても名前というのは美郷町民であるかどうかという確認が必要でございますので、本人の了解を得た上で申請するかどうかということで、支援センター経由で申請書が上がってくる形になります。そして、助成金を町のほうから支援センターのほうへお支払いするというような流れになります。

次に周知ですが、このことについての助成制度がこれから始まるということですので、町の広報あるいはホームページ等で告知してまいりたいと考えておりますが、今までも支援センターのことにつきましては出張サービスとか住民活動センターでありましたので、その都度広報で告知してございますし、支援センターから来たチラシやポスターを公共施設に掲示してございましたので、積極的に今後も告知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 1番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。5番、泉 美和子君。

○5番（泉 美和子君） インフルエンザ予防接種に関してですが、助成期間はいつからいつまでなのかということと、それから町民全員にということですが、これを全町民にというのは今回のみなのかということ伺います。

○議長（澁谷俊二君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回助成する方たちの期間は11月1日から1月31日までとすることにしております。

それと、今回限りのものかというご質問でございますけれども、まず今回、全町民といたしましたところは今回限りと考えております。来年度のことはまた今後のことになると思いますので、まず今回限りということにしております。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 5番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。14番、深澤 均君。

○14番（深澤 均君） 今のインフルエンザの予防ワクチンについてですけれども、補正では

7,000人分の補正がされてございます。これは19歳から64歳までというような説明でありましたけれども、総数に対してはどの程度の人数なのか、総数なのか。

それから、当初予算のインフルエンザの予防ワクチンの人数とこの7,000人と合わせた人数はどれくらいになるものなのか、お聞きいたします。

○議長（澁谷俊二君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回想定している人数でございますが、8,800人ほど総数でございますので、その8割程度の方が接種して下さるものとして予算計上しております。それから、町民全体の総数でございますが、生後6か月までの乳児は対象外となりますので、大体1万9,000人前後の方たちが対象となっており、今回助成する人たちは8割ですが、その前の人たちは例年の受診率が大体54%程度でございますので、当初予算のときは7割程度を見越してございました。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 14番、深澤 均君。

○14番（深澤 均君） 今朝の新聞等で仙北市のインフルエンザに対する助成措置というのが掲載されてございましたけれども、こぞってどの自治体も助成するような方向で動いているように感じます。それで、これ間違っているかもしれませんけれども、インフルエンザのワクチンの国での確保が、いつの時点かは分かりませんが、6,500万回分とかというような報道を見た記憶がございますけれども、こうやっていくと真にリスクの高い高齢者や乳幼児といった方々が受けられないというような事態を不安視するわけですが、そこら辺の医療機関との連携は確保されているものなのかお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町は町内の医師会との医療協議会というものがありますので、そちらの医師会員の方とも常に情報交換したり打合わせをしながら予防接種等に関しても相談してきておりますので、その医師会を通じて大仙仙北医師会のほうの理事も務めておられる医師会員もおりますので、そちらの方を経由して医師会のほうにもやっておりますので、その確保ということに関しまして今リスクの高い方たちになるべく多く受けていただきたいということで、10月1日から今までの助成をしている方たちはリスクの高い方たちに助成してきておりますので、その方たちは10月1日から使用できるように予診票をお配りする予定でございます。

その方たちからなるべく早く受けていただいて、ある程度受けていただいた後に、今回まず健

康といわれている若い方たちなんですけれども、そちらの方を11月1日からなるべく早く3か月の間に受けていただくということを想定しておりますので、まずインフルエンザに関しては早いうちに接種していただくということを想定しております。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 14番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。9番、熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） 企画財政課長にお伺いしますけれども、今回いろいろなイベントが中止になりました、いわゆるイベント関連の委託金というのは減額されているわけですが、これがいろいろな団体に補助金という形で出されていて、その団体が運動会なりなんなりをやっているのが今回大分中止になったところがあると思います。そういう場合の補助金の取扱いについて基本的なところをちょっとお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

補助金についてですが、町でお願いして実行している、補助金をお支払いして行っているイベントについての中止に関しては、補助金はそのままやはり減額させていただいております。ただし、事業主体、実施主体独自で事業を行っている事業に対しては補助金申請があればお支払いする格好になっておりますので、そちらに関しては減額しておりません。ただし、あくまでもコロナの関係で事業中止になったということで確認したもののみを減額したことになっております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 9番、熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） ざっくりばらんに言いますと、事業の3分の2は補助、3分の1は自前でお出しなさいというのが基本的な考えだと思うんですけれども、今回会費徴収もなかなかままならず、事業を縮小してやった場合、会費で賄い切れずにいわゆる補助金を使った場合、後で計算してみたらどうも3分の2以下といたしますか、そういうふうになった場合、補助金の返還というのは、総体的にいわゆるその団体の事業の中で総体的に3分の2以下といたしますか、補助金を使い切れないうか、そういう場合はどう……もう一つですけれども、今回特殊な事業でいろいろ各団体難儀しています、全然総会も開けない、何も開けない。ですけれども、いろいろなチラシなりなんなり出さなければいけないということで、役員の方は非常に難儀しております。それが、来年の3月になって締めた場合、事業をやらない場合はやはり補助金の返還というのが発生してきますけれども、今回に限らずそういう補助金の返還というのは何か緩和措置ができないものかということをお伺い

します。

○議長（澁谷俊二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

補助金に関してましては、あくまでも申請がなされまして、それに伴う実績を確認した後に決められた割合でお支払いするのが決まりになってございます。実際、コロナの関係で事業ができなくなったということで主たる事業ができなくなってしまいましたが、多少なりの打合せ、あるいはいろいろな形で経費が伴うものというのもあろうかと思えます。そういう部分でなかなか補助金が一切出ないということに関して、団体のほうでは大変かと思いますがその分ということの経費に関して申請がなされて実績としてみなされれば、その分は補助率をかけた割合でお支払いすることとしておりますので、その点をご相談いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 9番議員、よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第66号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第66号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第67号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、議案第67号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第67号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第67号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第68号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第68号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第68号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第68号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第69号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、議案第69号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第69号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第69号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第70号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第7、議案第70号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第70号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第70号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第71号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第8、議案第71号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第71号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第71号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎認定第1号から認定第6号までの委員長報告、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第9、認定第1号から日程第14、認定第6号までの6件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この議案の審査方を、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、熊谷隆一君、登壇願います。

(決算特別委員会委員長 熊谷隆一君 登壇)

○決算特別委員長(熊谷隆一君) 委員会報告をいたします。

9月2日の本会議において、当委員会に審査を付託されました、認定第1号から認定第6号までの審査経過と結果をご報告いたします。

9月4日午前10時より委員13名全員が出席し、一般会計及び特別会計、水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

はじめに、認定第1号 令和元年度美郷町一般会計決算認定についてですが、歳入の審査では、町税の算定基礎となる各所得の状況や不納欠損とした町民税、固定資産税、軽自動車税の欠損に至った理由、滞納による差し押さえ件数、コンビニ納付の状況についての質疑がありました。また、不納欠損を出さないための対応や秋田県地方税滞納整理機構との連携の有無についての質疑もありました。

使用料においては、一時保育料の収入未済の要因、大台野グラウンドゴルフ場や雁の里施設な



どの観光使用料の件数と前年比増減、財産収入では土地建物貸付収入の内訳、ふるさと美郷応援寄付金の寄付受入状況、奨学資金貸付金と高齢者住宅整備資金貸付金の収入未済状況とその対応について質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

歳出の審査のうち、総務費では乗合タクシーの利用状況や観光ガイドアプリのダウンロード数、首都圏等で開催の移住相談会への参加が予定より少なかった理由、交通安全対策費の不用額の理由、カーブミラーの設置状況、美郷版総合戦略検証委員会の構成メンバー、顧問弁護士委託料について、不妊治療・不育症治療費補助金や出会い創出事業費補助金のPR方法、薬用植物試験栽培の成果など多くの質疑があり、所要の説明を受けました。

衛生費では、廃棄物減量等推進審議会についての質疑があり、所要の説明を受けました。

農林水産業費では、有害鳥獣対策についてや農観連携交流促進施設として整備した佐藤家蔵「飛翔館」の利用状況と飛翔館及び坂本東嶽邸のこれまでの総事業費についての質疑があり、所要の説明を受けました。

商工費では、イベント等開催補助金の内訳についての質疑があり所要の説明を受けました。

消防費では、購入した避難所用電動エアベッドの配置場所についての質疑があり、所要の説明を受けました。

教育費では、発掘調査による遺跡見学会や展示、遺跡地図の作成について、学校給食における地場産品の使用割合とアレルギー事故や食中毒の発生の有無、ストレスチェックの対象者と人数、宿泊交流館ワクアスでの合宿応援事業補助金の利用団体の状況についての質疑があり、所要の説明を受けました。

予備費では、予備費充用する際の条件について質疑があり、所要の説明を受けました。

民生費、労働費、土木費、災害復旧費、公債費、諸支出金についての質疑はありませんでした。

質疑終了後、認定第1号について討論を行ったところ、反対討論がありました。起立による採決を行った結果、賛成多数で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第2号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてですが、審査では、国民健康保険税の滞納状況と資格証明書の発行者数について質疑があり、所要の説明を受けました。

質疑終了後、認定第2号について討論を行いました。討論はありませんでした。起立による採決を行った結果、委員全員賛成で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第3号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてですが、審査では、使用料収入における消費税相当額、指定店登録件数について質疑があり、所要の説明を受けまし

た。

質疑終了後、反対討論があり、その後起立による採決を行った結果、賛成多数で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第4号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてですが、審査では、使用料収入における消費税相当額について質疑があり、所要の説明を受けました。

質疑終了後、反対討論があり、その後起立による採決を行った結果、賛成多数で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第5号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定については、質疑、討論はありませんでした。起立による採決を行った結果、委員全員賛成で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第6号 令和元年度美郷町水道事業会計決算認定についてですが、審査では、使用料収入における消費税相当額について質疑があり、所要の説明を受けました。

質疑終了後、反対討論があり、その後起立による採決を行った結果、賛成多数で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） お諮りします。ただいまの報告については、会議規則第43条により質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、認定第1号について、これより討論を行います。討論ありませんか。（「5番」の声あり）反対討論ですか。（「はい」の声あり）まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 認定第1号に反対の立場から討論いたします。

令和元年度は小中学校にエアコンを設置し、教育環境の充実が図られたことは評価するものです。元年度予算において消費税増税を前提とし、社会保障の削減、公的サービスの産業化路線を押しつける国の地方財政計画に基づいたものであると反対しましたが、それが執行された本決算認定には反対をいたします。

近年、大雨などによる災害が頻繁に発生しています。今後、コロナ禍の下で災害の多発化が懸

念されます。職員の果たす役割がますます重要になっていると考えます。職員を減らさず、むしろ増員するよう求めて討論といたします。

○議長（澁谷俊二君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

認定第1号 令和元年度美郷町一般会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者13名）

○議長（澁谷俊二君） 起立多数です。よって、認定第1号 令和元年度美郷町一般会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第2号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

認定第2号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について、これより採決いたします。

お諮りします。認定第2号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第3号について、これより討論を行います。討論ありませんか。（「5番」の声あり）反対討論ですか。（「はい」の声あり）まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 認定第3号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について、反対討論いたします。

消費税10%への増税に伴い、増税分を使用料に転化し、値上げが行われたものでありますので、

認定には反対をいたします。

○議長（澁谷俊二君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

認定第3号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者13名）

○議長（澁谷俊二君） 起立多数です。よって、認定第3号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第4号について、これより討論を行います。討論ありませんか。（「5番」の声あり）反対討論ですか。（「はい」の声あり）まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 認定第4号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について、反対討論いたします。

先ほどの認定第3号と同じ理由で反対をいたします。

○議長（澁谷俊二君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

認定第4号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者13名）

○議長（澁谷俊二君） 起立多数です。よって、認定第4号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第5号について、これより討論を行います。討論

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

認定第5号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について、これより採決いたします。

お諮りします。認定第5号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、認定第5号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第6号について、これより討論を行います。討論ありませんか。(「5番」の声あり) 反対討論ですか。(「はい」の声あり) まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、泉 美和子君、登壇願います。

(5番 泉 美和子君 登壇)

○5番(泉 美和子君) 認定第6号 令和元年度美郷町水道事業会計決算認定について、反対討論いたします。

これも先ほどの認定第3号と同じ理由で、反対をいたします。

○議長(澁谷俊二君) ほかに討論ありませんか。(「なし」の声あり) これで討論を終わります。

認定第6号 令和元年度美郷町水道事業会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者13名)

○議長(澁谷俊二君) 起立多数です。よって、認定第6号 令和元年度美郷町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ここで10分間休憩します。

(午前10時57分)

(午前11時07分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お手元に配付しております追加議事日程表のとおり、案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前11時07分)

---

(午前11時08分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎議案第72号の上程、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第1、発議第72号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第7号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第72号についてご説明いたします。

今回の補正は4,663万5,000円を追加する件及び地方債の変更1件でございます。

はじめに、第2表地方債補正についてご説明いたします。5ページをご覧ください。

国の災害認定となる予定の小杉崎川におけるその後の2度の大雨による被害拡大に伴う復旧事業費の増額分及び林道、河川の町単独災害復旧事業費に充当するため、災害復旧債を増額するものでございます。

それでは、歳入から順にご説明いたしますので、10ページ、11ページをご覧ください。

10款1項1目地方交付税でございますが、このたびの補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、14款1項2目公共土木施設災害復旧費国庫負担金でございますが、小杉崎川の災害復旧費を500万円増額したく、これに係る国庫負担金333万円の歳入を見込むものです。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、15款2項4目農林水産業費県補助金5節の農地農業用施設災害復旧事業補助金は、8月30日の大雨による畦畔の崩落や土砂流入などについて個人や土地改良区が行う小規模な復旧に対する県の補助で、9月1日の招集挨拶では農地農業施設の被害が10か所でありましたが、より詳細に確認を進めた結果、畦畔の崩落など農地農業施設被害が26か所、農地への土砂流入が2か所、合わせて28か所となり、うち多面的機能支払交付金事業による水路等の復旧14か所を除いた残り14か所が対象となります。このうち、土地改良区による復旧2か所分については県から直接土地改良区へ交付されるため、それを除いた12か所分について町を経由し交付するもので、対象事業費見込みは366万円で、補助率は3分の1であります。15款の説明は以上です。

○企画財政課長（高橋 穰君） 次に、21款1項10目1節災害復旧債の補助直轄災害復旧事業債でございますが、国の災害認定となる予定の小杉崎川復旧事業費の増額に充当するため増額するものでございます。

緊急自然災害防止対策事業債は、林道及び河川の町単独災害復旧事業費に充当するため追加するものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、歳出についてご説明いたします。12ページ、13ページをお願いいたします。

6款1項6目農業振興施設管理費10節需用費の修繕料ですが、9月8日ニテコ名水庵にてエアコンの冷却能力が低下していることから点検したところ、エアコン室外機のコンプレッサー部分に冷媒ガスの漏れが見つかりました。残暑が厳しい折至急修繕したく、補正をお願いするものです。

続きまして、7款1項2目商工振興費18節感染症対策環境整備支援事業補助金ですが、現在予算を使い切る状況になっており、申請を前提に相談にいらっしゃる事業者に対応するため、409万5,000円の補正をお願いするものです。これまでの交付決定は、換気設備等導入4件、34万8,000円、オンラインシステム等導入7件、218万7,000円、計253万5,000円となっております。今後の交付見込み等につきましては、換気設備等導入9件、90万円、オンラインシステム等導入13件、416万円、計506万円となっております。

続きまして、4目温泉施設費14節湯とびあ雁の里温泉施設改修工事についてご説明いたします。

8月30日の落雷により休館している湯とびあ雁の里温泉ですが、故障箇所について議決をいただいた後、速やかに改修工事を実施したく工事費760万円の補正をお願いするものでございます。

補修箇所としては、源泉施設内の水ろ過システムのトランス焼付き、温泉水位計測センサーの故障、温泉施設内の冷暖房用冷温水発生機の基盤焼付き、機械室の油面計制御盤の故障でございます。

工期といたしましては、修理用の部品確保と湯とぴあ用に仕様変更するカスタマイズに約1か月、その後の工事に1週間から10日ほど要するため、10月中旬から下旬頃の営業開始を目指します。長期間の休業になり、町民の皆様やご利用予定の皆様には、多大なるご不便をおかけいたしますが、どうかご理解をお願いするものでございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きます、11款1項1目農林水産業施設災害復旧費につきましては、8月30日の大雨による災害復旧に対応するもので、18節農地農業用施設小規模災害復旧事業補助金は、国の災害復旧補助事業の対象とならない小規模な復旧に対する町事業で、町内で発生した農地農業施設等被害28か所のうち、多面的機能支払交付金事業による復旧を除いた14か所、対象事業費見込み444万円、補助率2分の1で222万円を計上しております。

その下の農地農業用施設小災害支援事業補助金は、歳入でご説明しました県の復旧支援でありまして、町事業該当14か所のうち土地改良区による復旧2か所分を除いた12か所分について、町を經由し交付するもので、補助率3分の1で歳入額と同額の計上でございます。1項の説明は以上です。

○建設課長（木村英彰君） 続きます、2項1目公共土木施設災害復旧費ですが、7月28日、8月9日及び31日の豪雨により被災した箇所につきましては、災害復旧債を活用して恒久的に復旧したく、計上したものでございます。対象箇所は林道内沢線、小杉崎川、菩提沢川、東の沢川でございます。

12節の委託料ですが、コンクリートブロックなどによる護岸復旧などを見込み、それらに係る設計費用として、また隣接私有地との境界が不明確となっておりますから、これの境界線の復元を委託するものです。

14節では、先ほど申しました林道1件、河川3件の災害復旧を行います。

なお、小杉崎川につきましては、議案第66号で1,800万円の補正を議決いただいたところですが、豪雨が続いたことにより被災箇所が拡大し、国への災害申請に当たっては500万円を追加し、計2,300万円といたくお願いするものでございます。

これで歳出の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第72号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第72号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第7号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎発議第6号の上程、表決

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第2、発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

発議第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第3、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり、派遣すること  
したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したと  
おり派遣することに、決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第4、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたしま  
す。

産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より審査中の  
事件等について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続  
審査及び継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続  
審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(澁谷俊二君) 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第7回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時15分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和2年9月11日

美郷町議会議長      澁谷 俊 二

署 名 議 員      藤 原 政 春

署 名 議 員      深 澤      均